



新年会のご案内

群馬県中央会

恒例の新年会を下記のとおり開催します。詳細につきましては、追ってご連絡いたします。

開催日 令和8年1月27日(火)

場 所 前橋市 前橋商工会議所会館

※新春トップセミナーも同時に開催予定です。



令和8年1月施行! ~下請法は取適法へ~

公正取引委員会・中小企業庁

「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が公布されました。本改正は、令和8年1月1日から施行され、法律名もそれぞれ「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(略称:中小受託取引適正化法、通称:取適法)」と「受託中小企業振興法」に変更となります。

近年の急激な労務費やエネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るための見直し措置や支援など、取組みが強化されます。

取適法の概要

適用対象取引

①取引の内容と②資本金基準又は従業員基準から定めています

対象取引

取引の内容

資本金/従業員基準

(いずれかの基準に該当すれば適用対象)

●「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」

●「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る)

資本金3億円超

資本金3億円以下

資本金1千万円超3億円以下

資本金1千万円以下

従業員300人超

従業員300人以下

●「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く)

資本金5千万円超

資本金5千万円以下

資本金1千万円超5千万円以下

資本金1千万円以下

従業員100人超

従業員100人以下



「知っておきたい制度改正のポイント」ガイドブック



YouTubeでも解説しています
(公正取引委員会チャンネル)

問合せ 公正取引委員会 事務総局

経済取引局 取引部 企業取引課

☎03-3581-3375(直)

関東経済産業局

産業部 適正取引推進課

☎048-600-0325(直)

自動捕捉式はかりの使用制限の開始に係る検定の早期受検について

群馬県計量検定所

取引・証明に使用する場合は、指定検定機関による検定を受検し、検定証印が付された自動捕捉式はかりを使用する必要があります。

以下の基準日以降の使用に制限が付されます。

■新たに取引・証明に使用するはかり

〈令和6年(2024年)4月1日から〉

■既に取引・証明に使用中のはかり

〈令和9年(2027年)4月1日から〉

使用の制限が開始される前年の令和8年(2026年)度に検定申請が集中すると予想されます。

早期(令和7年(2025年)度中)
の検定受検をご検討ください。

問合せ 群馬県計量検定所

☎027-263-2436

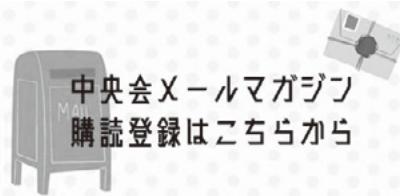


詳細は[こちら](#)

◆商工中金金融相談所スケジュール

前橋支店

営業日の9:00～15:00



◆編集後記

◆NBA(北米男子プロバスケットボールリーグ)が開幕しました。見始めてからかれこれ15年近くになります。少し前には渡邊雄太選手、最近では八村塁選手、河村勇輝選手と日本人選手がその舞台で真価を発揮しており、活躍のニュースに感嘆する日々です。

◆私の推しチームは、カリフォルニア州に本拠地を置くチームです。一度は現地でその熱気を体感してみたいと思いますが、時間的にも金銭的にも厳しく、愁嘆しております。

◆私自身、社会人チームでプレーしていますが、競技の進化に驚嘆しています。今年開幕80年となったNBAのこれから深化が楽しみです。

◆本会は来年70周年を迎えます。節目の年になりますが、個人としては気を引き締め直し、邁進していきたいと思います。

◆末尾になりますが、本年も皆様には大変お世話になりました。来年もどうぞよろしくお願ひいたします。(H.T)